

貯蓄型生命保険に加入するメリット



Profile: 謙信アセットコンサルティング(香港)代表取締役。香港在住歴8年の資産運用コンサルタント。特に団塊ジュニア世代向け年金・保険対策プランニングを得意とする。

本連載も5回目となり、読者の皆様にも私の仕事内容を大体ご理解頂けたのではないかと思いますので、今回から具体的な年金・保険対策プランのお話をさせていただきます。皆様は生命保険と聞くと、どのようなイメージをお持ちでしょうか？ 日本国内では掛け捨て生命保険に加入されている方が多いので、生命保険を「コスト」と考える方が多いように思います。が、香港の保険会社が提供する生命保険は皆様の「財産」となります。私はこれまでに多くの海外駐在員の皆様のご相談に乗らせて頂きましたが、生命保険の加入・見直しは海外勤務期間中に行なった方が有利になるケースが多いと言えます。具体的な事例として(表1)をご参照ください。米ドル建てのプランですが、便宜上1ドル100円と仮定して、日本円表示にします。35歳男性の方が2000万円の生

表1: 35歳男性・非喫煙の場合

【保障内容】生命保障2,000万円、高度医療保障1,000万円
65歳までに支払う総保険料
 =920万円(生命保障37万円×20年 + 高度医療保障6万円×30年)
65歳時点の解約返戻予定額
 =1,954万円(保険料+1,034万円の配当収入)
 ※1ドル100円想定のみドル建てプラン

命保障、1000万円の高度医療保障(三大成人病を含む48種類の高度先進医療に対する保障)が付いた保険に加入される場合、65歳までに支払う総保険料は920万円となります。これに対して65歳時点で受け取ることができる解約返戻予定額は1954万円となり、支払った保険料+1034万円の配当&ボーナス収入が見込まれます。配当&ボーナス収入は、将来の運用成績によつて実際の返戻金額は変動することになりますが、貯蓄と保障を兼ね備えた優れたプラン

表2: 0歳男の子の場合

【保障内容】生命保障2,500万円
 支払い保険料=240万円
 (生命保障24万円×10年)
20歳時点の解約返戻予定額
 =575万円
 (保険料+335万円の配当収入)
30歳時点の解約返戻予定額
 =1,033万円
 (保険料+793万円の配当収入)
65歳時点の解約返戻予定額
 =7,387万円
 (保険料+7,147万円の配当収入)

香港の貯蓄型生命保険をお子様への将来的な教育費・結婚・マンション購入費用のために積み立てておくことも可能です。(表2)のとおり、子供が0歳のときに、年間約24万円の保険料を10年間お支払いただくと、2500万円以上の生命保障が10歳まで続きます。子供が20歳になったときの解約返戻予定額は575万円となりますので、この時点なら教育費に当てることが可能です。子供が30歳になったときの解約返戻予定額は1033万円ですので、この時点で結婚やマンション購入費用に当てても良いでしょう。もしくは、親が元々支払った保険料240万円+αで子供に

と言えます。生命保障の保険料は最初の20年間で支払いが完了しており、保険を解約しなければ、2000万円以上の生命保障が10歳まで続きます。10歳まで長生きすると9680万円の返戻金を受け取れますが、65歳以降は配当&ボーナス収入を一定金額ずつ引き出しながら、ご自身の年金代わりにするのが現実的と言えるでしょう。

保険を買い取ってもらっても良いかもしれません。大人になってから自分で同じ保障内容の保険に加入するよりは随分と安い保険料で済むので、子供が大人になったとき、きつと感謝されることでしょう。そのまま子供が65歳になるまで保険を解約しなければ、返戻予定額は7387万円となるので、子供の老後のために十分な貯蓄を蓄えておくことも可能となります。

香港にある保険会社は欧米系の大手保険会社が多いのですが、長期間に渡って高い保険金支払能力と好調な運用成績を維持し続けており、保険会社が倒産するリスクも低いと言えます。日本人の場合上記の保険は海外居住者のみ加入できませんが、日本ご帰国後も契約の継続は可能です。但し、返戻金を受け取る段階になったら、ご自身が海外でリタイアビザを取得するか、子供を海外の大学に行かせる方が税制面のメリットを生かすことが可能です。海外で殖やしたお金は、海外で使うことをお奨めします。

今月のマネーの教訓

生命保険の加入・見直しは、海外勤務期間中に行なった方が有利になるケースが多い。保険の解約時に税制面のメリットを生かすためには、将来的な海外リタイアを検討しよう。



将来の年金・保険対策はお済みですか？

「海外で作る自分年金セミナー」開催のお知らせ(参加費無料)

5月28日(土) 18:00~20:00 ▶ 広州友和酒店2F多目的室

5月29日(日) 13:30~15:30 ▶ 深圳粵海酒店11F会議室

5月30日(月) 19:00~21:00 ▶ 香港日本人倶楽部18F会議室

個別のご相談も随時受付中!

お申込はメールもしくはお電話で

kenshincr@gmail.com

TEL:+852-3518-2425 (平日9時~18時)

住所: Room 1007, 10/F Capitol Centre Tower II, 28 Jardine's Crescent, Causeway Bay, Hong Kong

Kenshin Asset Consulting (Hong Kong) Co.,Ltd. <http://www.kenshin.com.hk/> 社長ブログ: <http://blog.explore.ne.jp/kitsu/>